

RPAソフトウェア導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山地方広域消防組合（以下「本組合」という。）が発注する「RPAソフトウェア導入業務」（以下「本業務」という。）において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して定めるものである。

1 業務概要

(1) 目的

職員自らがシナリオを作成できるRPAソフトウェアを導入し、定型業務等の自動化を行い、業務負担低減を図ることを目的とする。

(2) 業務名

RPAソフトウェア導入業務

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(6) 提案上限金額

¥1,834,800（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者（以下「提案参加者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）（以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中のものでないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

(5) 過去に他の自治体等へRPAソフトウェアの導入実績（元請けの場合に限る。）があること。

3 スケジュール

公告（公募開始）	令和7年2月17日（月）
質問受付締切	令和7年2月21日（金）17時15分
質問回答	令和7年2月28日（金）
参加申込書等受付締切	令和7年3月6日（木）17時15分
資格審査結果通知	令和7年3月11日（火）
プレゼンテーション等	令和7年3月18日（火）（予定）
結果通知	令和7年3月25日（火）（予定）
見積徴取及び契約締結	令和7年4月1日（火）（予定）

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年2月21日（金） 17時15分（必着）
- (2) 提出書類：質問表（様式1）
- (3) 提出方法：電子メール（「9 担当部局」宛て送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。）
- (4) 回答期限：令和7年2月28日（金）
- (5) 回答方法：質問者に対して電子メールで回答する。なお、質問要旨及び回答内容は同日、本組合ウェブサイトに掲載（社名非公表）する。

5 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出期限 令和7年3月6日（木）17時15分（必着）
- (2) 提出場所 本組合消防本部庁舎4階 消防本部総務課企画財政係
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。

郵送の場合は、書留等の配達完了の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。

持参の場合は、郡山地方広域消防組合の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第1条に規定する組合の休日を除く8時30分から17時15分までの受付とする。

(4) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 法人概要書（任意様式、パンフレットでも可とする）

ウ 履歴事項全部証明書（法人のみ、原本）

発行から3か月以内で、最新の登録事項を確認できるものを添付すること。

エ 企画提案書（表紙：様式3）

内容は、以下のとおりとする。この企画提案書を8部提出すること。なお、1社につき1案とする。

(ア) 業務実績表（様式4）

過去に実施した他の自治体等へのRPAソフトウェアの導入実績について、発注者、実施年度、業務概要等を記載すること。また、履行実績及び業務内容を確認できる書類（契約

書等の写し、webに掲載している実施報告等)を添付すること。

(イ) 参考見積書(任意様式)

本業務を実施するために必要な経費(消費税等含む。)を具体的に記載すること。

(5) 企画提案書の記載要領

ア 表紙、目次、本編で構成すること。なお、本編については、別表に定める選定基準の審査項目に従い作成すること。

イ 書類サイズはA4判とし、文字サイズは11ポイント以上(図中の説明は8ポイント以上)とすること。

ウ 企画提案書は、30ページ(表紙及び目次を含む。両面印刷で15枚)を上限とし、簡潔明瞭に記載すること。また、両面印刷で提出すること。

6 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者が審査する。

結果については、令和7年3月11日(火)までに電子メールにより通知する。

(2) 本組合は、プロポーザルについて審査を行うため、本業務に係るプロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

(3) プレゼンテーション

実施日: 令和7年3月18日(火) (予定)

選定委員会は、提出された企画提案書等についてプレゼンテーションを受け、別表に定める選定基準により総合的な評価を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

方法については、提案参加者が「対面方式」または「オンライン方式」を選択できるものとし、1者30分以内で企画提案書に基づき説明及び質疑応答を行う。

なお、結果については、令和7年3月25日(火) (予定)までに書面により通知する。

※ プレゼンテーションの開始時刻及び実施方式の選択については、(1) 資格審査の結果と併せて電子メールにより通知する。

7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

8 契約条件

(1) 提出された企画提案書等について選定委員会で審査した結果、最も評価の高い者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次の順位者を新たな契約候補者として手続きを行う。

(2) 契約候補者の特定から契約締結までに「7 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

(3) 契約保証金については、郡山地方広域消防組合契約規則（昭和48年規則第16号）第8条第1項第5号の規定により免除とする。

(4) 契約書の作成を要する。

(5) 支払い方法については、契約候補者との協議により定めるものとする。

9 担当部局

〒963-8877 郡山市堂前町5番16号 郡山地方広域消防組合消防本部庁舎4階

消防本部総務課 企画財政係

電話番号：024-923-1734 FAX番号：024-923-1228

電子メールアドレス：somu-kikakuzaisei@shobo.koriyama.fukushima.jp

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。

(3) 提出書類は返却せず、著作権は提案参加者に帰属するが、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、本組合は写しを使用できるものとする。

(4) 提出書類はプロポーザルの実施以外の目的では使用しない。

(5) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、提案参加者の負担とする。

(6) プロポーザル実施に関する審査結果については、本組合ウェブサイトに掲載する。